

入札説明書

令和5年札幌市告示第1114号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和5年3月8日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市建設局総務部道路認定課台帳係 TEL (011) 211 - 2457/FAX (011) 218 - 5134

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

ア A地域（中央区・東区）道路台帳補正業務

イ B地域（北区・清田区）道路台帳補正業務

ウ C地域（白石区・西区・手稲区）道路台帳補正業務

エ D地域（厚別区・豊平区・南区）道路台帳補正業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和6年（2024年）3月31日まで

(4) 入札方法

別表の道路台帳補正業務単価係数表の台帳補正B単価について入札を行う。入札業務以外の業務単価（契約単価）は、入札業務の単価に別表の道路台帳補正単価係数表に記載された単価係数を乗じて得た金額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110の分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 令和5・6年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が大分類「建設関連サービス業」の中分類「測量業」のA又はBの等級に登録されており、かつ、本店所在地が「市内」として登録されている者であること

- (3) 会社更生法による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定後の者は除く。）等の経営状態が著しく不健全な者でないこと
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が単独での入札参加を、また、事業協同組合等の構成員が単独でこの入札に参加する場合は、当該組合等が入札参加を、それぞれ同時に希望していないこと
- (6) 調達役務の内容と同様の履行実績（道路台帳調製と国土交通省作業規程の準則第 108 条に基づく数値地形図の作成の両方）を有していること

5 入札書の提出方法等

- (1) 契約条件を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記 2 に同じ。

- (2) 入札の日時及び場所 上記 3 (1) の件名ごとに、次のとおりとする。

ア A地域（中央区・東区）道路台帳補正業務

令和 5 年 4 月 4 日（火） 10 時 00 分

イ B地域（北区・清田区）道路台帳補正業務

令和 5 年 4 月 4 日（火） 10 時 15 分

ウ C地域（白石区・西区・手稲区）道路台帳補正業務

令和 5 年 4 月 4 日（火） 10 時 30 分

エ D地域（厚別区・豊平区・南区）道路台帳補正業務

令和 5 年 4 月 4 日（火） 10 時 45 分

場所は、いずれも札幌市役所本庁舎地下 1 階 1 号会議室

- (3) 入札書の提出方法

入札書は、上記(2)の指定日時及び場所において紙入札方式により直接入札箱へ投函するか、持参又は送付により提出すること。

なお、持参又は送付する場合に当たっては、以下に留意すること。

ア 入札書を直接持参する場合は、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和 5 年 4 月 4 日（火）10 時〇〇分開札〔〇地域 道路台帳補正業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 あてに令和 5 年 4 月 3 日（月）16 時 00 分までに提出しなければならない。

イ 入札書を送付により提出する場合は、二重封筒とし、外封に「令和 5 年 4 月 4 日（火）10 時〇〇分開札〔〇地域 道路台帳補正業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 あてに令和 5 年 4 月 3 日（月）16 時 00 分（必着）までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

- (4) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

書面による持参、送付、ファクシミリ又はEメールへの添付により提出すること。

イ 提出先及び提出期限

提出先：上記2の契約担当部局又は下記メールアドレス

メールアドレス doronintei-daicho@city.sapporo.jp

提出期限：上記1の告示の日から令和5年3月17日（金）16時00分までの間に提出すること。

ウ 回答書の閲覧

令和5年3月20日（月）以降、建設局ホームページに掲載する。

なお、本件入札に直接関連する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

(5) 入札の無効

ア 本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は、無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は、無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時まで委任状を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札

ア 開札は、入札後直ちに上記5(2)の場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

※ 上記の再度入札を行う場合、契約担当部局より、その業務の入札者全員に再度入札を行う旨を通知する。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記4に掲げる競争入札資格を有することを証明する書類を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等については、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

(4) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限範囲内の価格のうち、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。

この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査

するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証する書類を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ 上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しないものであることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限範囲内の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を新たな落札候補者として上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

(5) 落札候補者の入札参加資格の審査及び決定

落札候補者は、次に掲げる書類を提出し、審査を受けた上、入札参加資格がある旨の決定を受けなければならない。

ア 提出書類

(ア) 事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書

(イ) 「令和5・6年度札幌市競争入札参加資格認定通知書」の写し

(ウ) 本役務と同様の業務（道路台帳調整と国土交通省作業過程の準則第108条に基づく数値地形図の作成の両方の履行実績）に係る官公庁との契約書等で業務内容の分かるものの写し

イ 上記6(5)アに定める書類の提出期限及び提出場所

令和5年4月7日（金）16時00分までに上記2の場所へ提出すること

ウ 入札参加資格審査結果通知書の交付

上記6(5)アに定める書類を受領後、本市において入札参加資格の審査を行い、その結果（入札参加資格審査結果通知書）を令和5年4月10日（月）以降に通知する。

(6) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が指定する期日までに契約保証金の納付がなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 免税事業者であることの申出

落札者が消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに消費税及び地方消費税免税事業者申出書を提出しなければならない。

(8) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(9) 契約条項

別紙のとおり

(10) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内(札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。)に、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。